

令和2年度

社会福祉法人常成福祉会

事業計画書

社会福祉法人常成福祉会（法人本部・事業総括）事業計画書
障害者支援施設「丹沢レジデンシャルホーム」事業計画書
生活介護事業所「花鳥デイサービスセンター」事業計画書
多機能型（生活介護・就労継続B型）事業所「秦野ワークセンター」事業計画書
居宅介護事業所「花鳥地域生活支援センター」事業計画書
日中一時支援事業所「ときの家」事業計画書
生活介護事業所「あじさい」事業計画書
児童発達支援事業所「秦野市児童発達支援事業たんぽぽ教室」事業計画書
相談支援事業所「丹沢自律生活センター総合相談室」事業計画書

令和2年度 社会福祉法人常成福祉会(法人本部・事業総括)事業計画書

I. 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

『自由・自主・自律』

法人の基本理念は、法人が設置、経営する社会福祉施設・事業のすべてにわたる運営の基本であり、施設・事業の基本方針はこの理念に基づきそれぞれの施設・事業ごとに定める。

2. 基本方針

丹沢自律生活センターを法人及び各事業施設の中核的な組織『小規模・多機能・複合型総合福祉施設』として位置づけ、権利保障事業および相談支援事業を主体に、人権を尊重した質の高い地域・在宅福祉及び施設福祉の総合的なサービスの推進をめざす。

II. 重点目標

1. 30周年記念事業の取り組み

法人設立30周年を祝い、将来に向けた法人運営を図る節目の年とする。

2. 第5次施設整備計画の推進

第5次施設整備計画を積極的に推進し、円滑な実施に向けた進行管理に努める。

III. 主要事業の概要

1. 理事会の開催

業務執行上の重要事項を審議・決定(令和2年5月、10月、令和3年3月)

2. 監事会の開催

法人の業務監督及び会計監査を実施(令和2年5月)

3. 評議員会の開催

法人運営の基本ルール・体制を決定し、事後的に法人運営を監督(令和2年6月、令和3年3月)

4. 権利保障委員会による福祉サービスの検証と適正実施

- (1) 第三者委員と連携した権利保障の視点による相談の受付及び苦情解決
- (2) 専門委員(弁護士、公認会計士)と連携した法令遵守体制の整備
- (3) サービスマニュアルの審査及び公的サービス評価基準に基づいた評価の実施
- (4) リスクマネジメントシステムの構築
- (5) 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

5. 障害者総合支援法による事業運営

- ①障害者支援施設(施設入所支援・生活介護・短期入所)〈丹沢レジデンシャルホーム〉
- ②生活介護事業〈花鳥デイサービスセンター、あじさい〉
- ③一般相談支援事業〈丹沢自律生活センター総合相談室〉
- ④居宅介護事業、重度訪問介護事業〈花鳥地域生活支援センター〉
- ⑤多機能型通所事業(生活介護・就労継続支援B型)〈秦野ワークセンター〉

6. 児童福祉法による事業運営

- ①児童発達支援事業〈たんぽぽ教室〉
- ②障害児相談支援事業〈丹沢自律生活センター総合相談室〉

7. 秦野市の地域生活支援事業

- ①入浴サービス事業〈丹沢レジデンシャルホーム〉
- ②移動支援事業〈花鳥地域生活支援センター〉
- ③日中一時支援事業〈丹沢レジデンシャルホーム、ときの家、あじさい〉
- ④特定相談支援事業〈丹沢自律生活センター総合相談室〉

8. 災害時の支援体制の強化

- (1) 秦野市との災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定の遵守
- (2) 菩提自治会連合会との防災相互援助協定の遵守

令和2年度 障害者支援施設「丹沢レジデンシャルホーム」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

丹沢レジデンシャルホーム事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの実現に努めます。
- (2) 自主的で協働した活動の実現に努めます。
- (3) 自律し、連帯した生活の実現に努めます。

2. 基本原則

- (1) 居住者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 居住者の個別支援計画に基づいた介護及び看護を提供するとともに、常に心身の状況を把握して必要な介護及び看護を実施する。
- (3) 居住者との心理的な交流に努め、社会参加、身体機能の維持及び向上及び地域生活移行のための機会を提供する。
- (4) 居住者の衣類、日常生活用具及び補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適な生活・居住環境を確保する。
- (5) 居住者の食事は栄養の配分に配慮し、身体状況などに応じて個別に対応する。
- (6) 居住者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。
- (7) 自治会が決議した各種「きまり」を尊重するとともに、常にその履行を求める。

II. 重点目標

1. 居住者の外出及び余暇支援の拡充

居住者の意向、支援場面から得たアセスメント情報を職員間で共有し、個々人にあった外出及び余暇支援の提供に努める。また、日中活動の支援体制を見直し、支援の環境づくりに努める。

2. 施設機能の再整備に向けたサービス提供体制の検討と実施

居住者への生活支援、短期入所サービスの地域支援を充実させていく為、職員の勤務形態や支援体制の見直し及び業務の効率性を追求した体制整備を図る。

3. 居住者及び職員の健康管理

医療職と連携し、居住者及び職員の感染症対策を含めた健康管理、医療的ケア（喀痰吸引等）の安全かつ適正な実施に努める。

4. 食の満足度と栄養ケアマネジメントを意識した食事の提供

食事提供に係る衛生管理及び安全性、栄養ケアマネジメントによるサービス提供の質の向上に努める。

III. 主要事業の概要

1. 基本原則に基づいた居住者自治会との連携

自治会役員との定例会議等を開催し、施設の運営方針の共通理解とその実現について、施設及び居住者相互が協力し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

個々のニーズに即した支援計画を策定し、生活目標に沿った自主的かつ積極的な活動を支援する。

3. 各種事業の効果的な展開

各委員会・クラブ活動、自治会、蛍の会について、個別のニーズに応じた効果的な事業の展開に努める。

4. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、実践教育部会とも連携し、取り組む。

令和2年度 生活介護事業所「花鳥デイサービスセンター」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

花鳥デイサービスセンター事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定の機会を提供します。
- (2) 自主的な活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の個別支援計画に基づいた介護及び看護を提供するとともに、常に心身の状況を把握して必要な介護及び看護を実施する。
- (3) 利用者との心理的な交流に努め、社会参加、身体機能の維持及び向上のための機会を提供する。
- (4) 利用者の日常生活用具及び補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適なサービス環境を確保する。
- (5) 利用者の食事は栄養の配分に配慮し、身体状況などに応じて個別に対応する。
- (6) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。
- (7) 利用者の生活目標の設定とその達成のための自主的かつ積極的な活動を支援する。

II. 重点目標

1. 求められる人材の育成

利用者との関わり方や接し方等、職員同士の気づきを共有していけるよう努める。また、支援方法や活動における気づきを大切に、事業全般の振り返りを強化していく。

2. 利用者の表出された思いの実現（外出や行事等）

利用者との話し合いの場を通じ、表出された思いを大切に、事業の展開に努める。また、外出や行事等への意見が多いことから活動内容に繋げていく。

3. 新規利用者の確保

新規利用者の情報収集に努め、地域のニーズに応じていけるよう体制の整備に努めていく。

4. 法令遵守と権利擁護の徹底

関係法令を遵守し、利用者の権利を尊重したサービスの質の向上を図る。

III. 主要事業の概要

1. 基本原則に基づいた利用者との連携

利用者会議（毎月）、家族交流会などの開催により、運営方針の理解とその実現について事業所及び利用者相互が連携し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

利用者の個別の実態に即した支援計画を策定し、利用者の生活目標に沿った自主的かつ積極的な日中活動を支援する。

- (1) 創作活動（手芸・工芸・絵画などの創作活動全般）
- (2) 機能訓練（医師の処方による訓練のほか歩行、体操等）
- (3) 社会適応訓練（買物訓練及びレクリエーション等）
- (4) 日常生活訓練（日常生活動作、家事訓練等）
- (5) 給食サービス（通所時の給食サービス）
- (6) 送迎サービス（通所時の送迎サービス）
- (7) 喫茶事業（総合福祉施設利用者の憩いの場を提供するとともに利用者の社会適応能力の向上を支援する事業）

3. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和2年度 多機能型(生活介護・就労継続支援B型)事業所「秦野ワークセンター」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

秦野ワークセンター事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定による作業の機会を提供します。
- (2) 自主的で協働した作業活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の個別支援計画に基づいた介護及び看護を提供するとともに、常に心身の状況を把握して必要な介護及び看護を実施する。
- (3) 利用者との心理的な交流に努め、作業意欲の維持及び向上のための機会を提供する。
- (4) 利用者の作業具及び補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適な環境を確保する。
- (5) 利用者の食事は栄養の配分に配慮し、身体状況などに応じて個別に対応する。
- (6) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。
- (7) 利用者の作業・社会参加目標の設定とその達成のための自主的かつ積極的な活動を支援する。

II. 重点目標

1. 権利保障システムを活用した就労環境を構築

権利保障システムを活用し、作業環境を整備すると共に個別支援計画に応じた支援の実践に努める。

2. 利用者個々の発言を大切に、心地良い作業環境を整備

利用者一人ひとりの想いを丁寧に聴き、その想いを職員間で共有して迅速な対応を心掛ける。

3. 利用者の作業意欲を高める

利用者主体の品質向上・管理体制を作る。また、各種関係者と連携し、販路拡大に努め作業意識が高まるようバックアップしていく。

III. 主要事業の概要

1. 基本原則に基づいた利用者との連携

利用者会議（毎月）などの開催により、運営方針の理解とその実現について事業所及び利用者相互が連携し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

利用者の個別の実態に即した個別支援計画を策定し、利用者の作業・社会参加目標に沿った自主的かつ積極的な活動を支援するとともに、各関係機関との連絡を密にする。

- (1) 陶芸創作事業（障害者が使用する特殊食器などの創作事業）
- (2) 印刷事業（名刺、簡易印刷などの事業）
- (3) 寝具乾燥消毒事業（在宅高齢・障害者の寝具乾燥消毒・抗菌処理を巡回して行い、在宅生活を支援する事業、手工芸製作、リサイクルアルミ缶・古紙回収作業）

3. 各種事業の効果的な展開

- (1) 就労・社会参加を目標とした各作業種目を主とする支援について、利用者主体の就労活動の場として個別の需要に応じた効果的な展開に努める。
- (2) 各作業部門会議を開催し、利用者の自主的かつ積極的な作業の展開に努める。
- (3) 作業を通して利用者各自の就労意欲、社会的役割感が向上するように作業環境の整備に努める。
また、日中活動の場の提供及び作業種目の検討を図り、作業活動と日中活動の明確化をめざす。
- (4) 販路を拡大することにより、社会とのつながりを実感し、作業・就労意識の向上および作業工賃の安定に努める。

4. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和2年度 居宅介護事業所「花鳥地域生活支援センター」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

花鳥地域生活支援センター事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定の機会を提供します。
- (2) 自主的な活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の個別支援計画に基づいた介護を提供するとともに、常に心身の状況を把握して必要な介護を実施する。
- (3) 利用者との心理的な交流に努め、社会参加、身体機能の維持及び向上のための機会を提供する。
- (4) 利用者の日常生活用具及び補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適なサービス環境を確保する
- (5) 利用者の食事は栄養の配分に配慮し、身体状況などに応じた家事支援に努める。
- (6) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。
- (7) 利用者の生活目標の設定とその達成のための自主的かつ積極的な活動を支援する。

II. 重点目標

1. 新規利用希望者の積極的な受け入れに努める

地域の潜在的ニーズに応えるべく、関係機関との連携に努め、事業所の専門性を周知していく。また、安定したサービス提供ができるよう人材確保とその育成に努める。

2. 利用者・介護者の高齢化に対応したサービス提供

利用者の高齢化と介護にあたる家族の高齢化に伴い、常にサービスの内容を確認することで在宅生活が継続していけるよう丁寧に支援を進める。また、関係機関との連携を図り、柔軟で適切なサービス提供に努める。

III. 主要事業の概要

1. 運営方針に基づいた利用者との連携

運営方針の理解とその実現について事業所及び利用者相互が連携し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

利用者の個別の実態に即した支援計画を策定し、利用者の生活目標に沿った自主的かつ積極的な活動を支援する。

- (1) 身体介護（入浴・起床・就寝等の身体介護）
- (2) 家事援助（洗濯・掃除・調理等の家事援助）
- (3) 移動支援（外出時の移動支援）
- (4) 重度訪問介護

3. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和2年度 日中一時支援事業所「ときの家」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

ときの家事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定の機会を提供します。
- (2) 自主的な活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った活動を支援することに努める。
- (3) 利用者との心理的な交流に努め、社会参加の機会を提供する。
- (4) 利用者の日常生活用具、補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適なサービス環境を確保する。
- (5) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。

II. 重点目標

1. 就学期における児童への支援を強化

就学児童を育てる保護者の不安や困りごとに耳を傾け、各種関係者との連携を図り支えていく。

2. ニーズに沿った柔軟な事業運営

社会情勢や家庭事情、障害特性等への相談に応じ、柔軟なサービス提供に努める。

3. 地域交流事業の拡充

地域の関係機関や地域住民と連携・協力し、地域福祉、障害者福祉の推進に努める。

III. 主要事業の概要

1. 関係機関との連携

利用者の日中活動や家族のレスパイトなど、個別性の高いニーズに応えられるよう中核施設（本体施設）及び関係機関との連携を図る。特に、児童に関しては、学校との連携を強化する。

2. 日中活動における効果的な支援の展開

- (1) レクリエーションや人的交流など個別の需要に応じた効果的な事業展開に努める。
- (2) 平塚養護学校への迎えを実施し、家族の送迎負担を軽減する。
- (3) 地域自治会行事へも積極的に参加する。

3. 地域交流センター「ときの広場」の運営

運営委員会を開催し、ソーシャルネットワーク構築をめざした地域交流会を開催する。

4. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

2令和2年度 生活介護事業所「あじさい」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定の機会を提供します。
- (2) 自主的な活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の個別支援計画に基づいた介護及び看護を提供するとともに、常に心身の状況を把握して必要な介護及び看護を実施する。
- (3) 利用者との心理的な交流に努め、社会参加、身体機能の維持及び向上のための機会を提供する。
- (4) 利用者の日常生活用具及び補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適なサービス環境を確保する。
- (5) 利用者の食事は栄養の配分に配慮し、身体状況などに応じて個別に対応する。
- (6) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。
- (7) 利用者の生活目標の設定とその達成のための自主的かつ積極的な活動を支援する。

II. 重点目標

1. 安全で安心につながる丁寧な事業運営

丁寧な支援と本人（家族）との連携を図り、安心安全なサービス提供に努める。

2. 利用者ニーズに応じた更なる事業の展開

医療的ケアを要する方々のニーズを把握し、更なる受入体制の整備を目指す。また、利用者が楽しめる新たな活動を模索し、サービス内容の充実に努める。

III. 主要事業の概要

1. 基本原則に基づいた利用者・家族との連携

運営方針の理解とその実現について事業所及び利用者・家族相互が連携し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

利用者の個別の実態に即した支援計画を策定し、利用者の生活目標に沿った自主的かつ積極的な日中活動を支援する。

- (1) 創作活動（手芸・工芸・絵画などの創作活動全般）
- (2) 機能訓練（専門職による訓練のほかストレッチ等）
- (3) 社会適応訓練（外出等）
- (4) 日常生活訓練（日常生活動作等）
- (5) 給食サービス（通所時の給食サービス）
- (6) 送迎サービス（通所時の送迎サービス）
- (7) 医療的ケア（経管栄養の注入、たんの吸引等）

3. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づいた法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和2年度 「秦野市児童発達支援事業たんぼぼ教室」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

たんぼぼ教室の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な雰囲気の中で児童の発達段階に合わせた早期療育の機会を提供します。
- (2) 自主的に行動できる力を育み、他者との関係を構築する機会を提供します。
- (3) 自律という成長の視点から、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った療育支援の展開に努める。
- (3) 利用者の使用する教材、活動環境、日常生活用具、補装具の利用に配慮し、常に清潔かつ快適な療育支援環境を確保する。
- (4) 利用者支援にあたっては、保護者への相談支援、専門職などとの連携を重視し、個別支援計画を中心とした療育支援を行う。
- (5) 利用者、保護者、教育及び医療などの関係機関・行政機関との連携に努める。

II. 重点目標

1. 早期療育の場の構築

職員の確保と育成に努め、サービスの充実と安定に努める。

2. 保護者支援への充実

子育てする保護者を支え、幼児の健やかな育成を支える。

3. 各種法令に沿ったサービスの提供

児童発達支援ガイドラインや各種法令、委託契約を遵守した適切なサービスを提供する。

III. 主要事業の概要

1. 基本原則に基づいた利用者・家族との連携

運営方針の理解とその実現について事業所及び利用者・家族相互が連携し、民主的な事業運営を図る。

2. 個別支援計画（障害者ケアマネジメント）の策定とその具体的な展開

児童の個別の実態に即した支援計画を策定し、児童の生活目標に沿った自主的かつ積極的な日中活動を支援する。

- (1) 日常生活に必要な基本動作の指導
- (2) 集団生活への適応訓練
- (3) 言語機能の発達を促すための訓練
- (4) 運動機能の維持回復を図るための訓練
- (5) 療育に関する相談
- (6) 家族等に対する療育指導

3. 関係機関との連携による療育支援の展開

児童発達支援センター及び療育保育関係機関、医療及び心理、リハビリテーション、行政、教育などの関係機関との連携を図り、療育支援の効果的な実施を目指す。

4. 職員の資質向上に向けた実践教育の実施

階層別職務基準に基づき、法人が求める職員像形成に向け、人材育成システムを積極的に活用する。

令和2年度 相談支援事業所「丹沢自律生活センター総合相談室」事業計画書

I. 事業運営の基本方針と原則

1. 基本方針

丹沢自律生活センター総合相談室事業運営の基本方針は、法人の基本理念を基に、次のとおり定める。

- (1) 自由な暮らしの中で、自己決定の機会を提供します。
- (2) 自主的な活動の中で、自己責任を認識する機会を提供します。
- (3) 自律し、連帯した社会参加の機会を提供します。

2. 基本原則

- (1) 利用者の人格を尊重し、そのプライバシーを確保するとともに、自由、自主及び自律した生活を支援する。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った相談支援の展開に努める。
- (3) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談およびサービス等利用計画作成の支援を提供する。
- (4) 利用者の相談支援にあたっては、地域との結びつきを重視して、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス及び就労、教育機関等との連携に努める。
- (5) 利用者の家族、関係医療・行政機関との連携に努める。

II. 重点目標

1. サービス等利用計画を活用した質の高い相談支援を提供する

障害児者への相談支援を適切なサービス等利用計画に基づき提供する為、相談支援専門員の専門性の向上と事業所内の連携を強化する。

2. 秦野市内の関係機関と連携し、地域の相談支援体制をより良いものにする

秦野市障害者支援懇話会相談部門等との連携を強化し、質の高い相談支援体制を確保する。

3. 障害当事者の権利が保障される地域づくりに努める

多様な社会資源との繋がりを通して、地域の権利擁護体制を構築する。

III. 主要事業の概要

1. 計画相談支援の効果的な実施

障害当事者及び家族等からの相談に応じ、サービス等利用計画の作成と継続サービス利用支援を行う。

2. 秦野市障害者虐待防止センター事業の実施

障害者の権利を保障する為、地域関係機関との連携を強化し、障害者虐待の予防、早期発見、早期対応に努める。

3. 湘南西部障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業の実施

湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営を柱としながら市町及び関係機関との連携を強化し、湘南西部障害保健福祉圏域における相談支援等の体制を整備する。

4. 地域移行支援、地域定着支援の効果的な実施

利用者の意向に沿いながら地域移行支援及び地域定着支援を行う。また、緊急時の相談に対応するため、相談専用携帯電話を備え常時の連絡体制を確保する。

5. 地域福祉、地域支援事業の実施

IT講習会、彩り茶房、秦野市社会福祉協議会等の活動への参加協力を通じ、地域福祉の推進を図る。

6. ばれっと・はだの（秦野市基幹相談支援センター）との連携

ばれっと・はだのとの連携を基盤に、市内の相談支援体制の現状を確認し、充実を図る。

IV. 会議・委員会等

1. 会議

- (1) 総合会議（運営上の問題点検討及び改善指示；月1回）
- (2) 職員会議（業務上の問題点及び業務連絡；月1回）
- (3) 運営会議（運営上の問題点及び業務連絡；月1回）
- (4) 地域連絡調整会議（地域住民との連絡調整；年1回）
- (5) ボランティア連絡調整会議（ボランティアとの意見交換；年1回）
- (6) 個別支援会議（利用者支援に関する協議及び関係機関との連絡調整；随時）
- (7) 居住者・利用者会議（施設の方針及び居住者・利用者の要望等；月1回）
- (8) 自治会役員との連絡会議（施設の方針及び居住者・利用者の要望等；月1回）
- (9) 担当部門会議（利用者の支援及び業務内容の検討；随時）

2. 委員会

- (1) 施設利用者選考委員会（利用希望者の支援検討；随時）
- (2) 衛生委員会（衛生管理に関する協議；月1回）
- (3) 防火管理委員会（防火管理に関する協議；月1回）
- (4) 権利保障委員会（福祉サービスに関する検証；随時）
 - ①法令遵守部会（法令遵守に関する協議；随時）
 - ②苦情解決部会（サービス利用上の苦情、相談等の審議；随時）
 - ③サービス評価部会（サービス評価事業の進行管理；随時）
 - ④サービスシステム部会（サービスに関する小委員会の進行管理；随時）
 - ⑤情報管理部会（個人情報保護に関する協議；随時）
 - ⑥実践教育部会（職員研修に関する進行管理；随時）
- (5) 実習委員会（実習に関する進行管理；随時）
- (6) 広報委員会（ホームページ、広報誌等の広報事業の進行管理；年4回）
- (7) 食事サービス委員会（食事に関する協議；月1回）
- (8) 日中活動委員会（日中活動に関する協議；月1回）

3. 要綱

- (1) 総合福祉施設物品貸与事務取扱要綱
- (2) 丹沢レジデンシャルホーム居住者預かり金等事務取扱要綱
- (3) 社会福祉法人常成福祉会衛生委員会運営要綱
- (4) 社会福祉法人常成福祉会社会貢献事業実施要綱
- (5) 施設内における日常生活の案内（丹沢レジデンシャルホーム居住者自治会作成）

4. 直接支援関連

- (1) 自治会・QOL委員会（居住者自治会との連絡調整、QOL調査研究など；丹沢）
- (2) 地域活動委員会（移送サービスの企画、施設外事業への支援、居住者自主事業への支援など；丹沢）
- (3) 環境整備委員会（日常生活動作の訓練評価、自助具の開発作製、環境整備など；丹沢）
- (4) レクリエーション委員会（施設の季節的行事の企画実施）

5. 消防・防災計画

- (1) 自主点検検査の実施（計画第14条：随時）
- (2) 消防設備士点検検査の実施（計画第15条：6月・12月）

令和2年度丹沢自律生活センター上半期予定表 (丹) = 丹沢RH (秦) = 秦野WC (地) = 生活介護 (あ) = あじさい (居) = 居宅介護 (と) = とかさバ (た) = たんぽぽ (相) = 総合相談室

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
火		1 総合会議、利用者会議(地)(秦) 2 防火管理委員会、移送(丹)	1 総合会議、利用者(地)(秦)、卒園の来い(た) 2 防火管理委員会、自治会議、移送(入) 3 七夕飾り(丹)、事業所説明会(た)		1 総合会議、移送(丹)、利用者会議(地)(秦) 2	
水			1 総合会議、入浴A(丹)、利用者会議(地)(秦) 2 入浴B(丹)			
木			3 入浴A(丹) 4 入浴B(丹)、手作り広場出店(秦) 5 食事(丹)			
金			6 入浴A(丹) 7 入浴B(丹)			
土			8 入浴A(丹) 9 入浴B(丹)			
日			10 入浴A(丹) 11 入浴B(丹)			
月			12 入浴A(丹) 13 入浴B(丹)			
火			14 入浴A(丹) 15 入浴B(丹)			
水			16 入浴A(丹) 17 入浴B(丹)			
木			18 入浴A(丹) 19 入浴B(丹)			
金			20 入浴A(丹) 21 入浴B(丹)			
土			22 入浴A(丹) 23 入浴B(丹)			
日			24 入浴A(丹) 25 入浴B(丹)			
月			26 入浴A(丹) 27 入浴B(丹)			
火			28 入浴A(丹) 29 入浴B(丹)			
水			30 入浴A(丹) 31 入浴B(丹)			
木						
金						
土						
日						
月						

令和2年度丹沢自律生活センター上半期予定表 (丹) = 丹沢RH (秦) = 秦野WC (地) = 生活介護 (あ) = あじさい (居) = 居宅介護 (七) = とかサボ (七) = たんぽぽ (相) = 総合相談室

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				感染症予防強化期間		
日		1 冬の地域交流会(七)				
月		2 総合会議、入浴A(丹)、利用者会議(地)(秦)			1 総合会議、利用者会議(秦)、新年既見学習時間(七)	1 総合会議、利用者会議(地)(秦)
火		3 市民の日(丹)、市民の日出店(秦)	1 総合会議、クリスマス飾り、移送(丹)、利用者会議(地)(秦)		2 防火管理委員会、移送(丹)	2 防火管理委員会、移送(丹)
水		4 入浴B、移送(丹)	2		3 利用者会議(地)、節分(秦)、市役所待合研修(相)	3 ひな祭り(秦)、第3回園域協議会(相)
木		5 総合会議、自治会、移送(丹)	3 運営会議、自治会、移送(丹)		4 運営会議、自治会、節分(秦)	4 運営会議、自治会、移送(丹)
金		6 入浴A(丹)	4	1	5 第2回園域重心区ケアNW会議(相)	5
土		7 ふれあい祭り出店(秦)	5 卓上大会(秦)	2	6	6
日		8	6	3	7 保健福祉センターフェスティバル出店(秦)	7
月		9 イオン周年祭出店(秦)	7	4 総合会議、入浴AB(丹)、利用者会議(地)(秦)	8 入浴A(丹)	8
火		10 防火管理委員会、食事(丹)	8 防火管理委員会、移送(丹)	5 防火管理委員会、新年会(丹)	9 職員会議、入浴B、移送(丹)	9 移送(丹)
水		11	9	6 入浴A(丹)	10 移送(丹)	10
木		12 職員会議、移送(丹)	10 移送(丹)	7 運営会議、入浴B、お正月会(丹)	11	11 職員会議、移送(丹)
金		13 秋まつり前日準備、面接週間～16(七)	11	8 入浴A(丹)	12 入浴A(丹)、面接週間～19(七)	12
土		14 第30回秋まつり、秋まつり出店(秦)	12	9 入浴B(丹)	13 入浴B(丹)	13
日		15 彩り茶房(相)	13	10	14 ひな人形飾り(丹)	14
月		16 地域交流運営委員会(七)	14	11	15	15 入浴A(丹)、地域交流運営委員会(七)
火		17 移送(丹)	15 居住者会議(丹)	12 入浴A(丹)	16 居住者会議(丹)	16 入浴B、居住者会議(丹)
水		18 園域医療機関懇談会(相)	16	13 入浴B、移送(丹)	17	17 ひな祭り外出(丹)、墨田祭(七)
木		19 移送(丹)	17 職員会議、移送(丹)	14 職員会議、移送(丹)	18 移送(丹)	18 入浴A(丹)
金		20	18 クリスマス会(七)	15 入浴A(丹)、どんと焼き(秦)、園域情報交換会(相)	19	19 入浴B、移送(丹)
土		21 17 まきの木まつり、福祉屋、戸川公園祭出店(秦)	19 彩り茶房(相)	16 入浴B(丹)、戸川どんと焼き(七)、彩り茶房(相)	20	20 通所運営委員会(秦)(あ)、彩り茶房(相)
日		22	20	17	21 彩り茶房(相)	21
月		23 心理勉強会(七)	21	18	22 入浴A(丹)	22
火		24 居住者会議(丹)、心理勉強会(七)	22 移送(丹)、利用者会議(あ)	19 移送(丹)	23	23 移送(丹)、新年度契約会(七)
水		25 第2回園域自立支援協議会(相)	23	20	24 入浴B、移送(丹)	24 新年度契約会(七)
木		26 移送(丹)、こはらの勉強会(七)	24 防災訓練、事務局、移送(丹)	21 移送(丹)	25 防災訓練、事務局、移送(丹)	25 防災訓練、事務局、移送(丹)
金		23 遠足、3歳児クラス(七)	25 衛生委員会、入浴A(丹)	22	26 衛生委員会	26 衛生委員会
土		24 弘法山山野草展出店(秦)	26 入浴B(丹)	23	27 入浴B(丹)	27
日		25 弘法山山野草展出店(秦)	27 お正月飾り(丹)	24	28	28
月		26	28 地域交流運営委員会(七)	25	29	29
火		27 移送(丹)	29 入浴B(丹)、忘年会(秦) 冬休み～3日(あ)	26 移送(丹)、利用者会議(あ)	30	30 花見(丹) 利用者会議(あ)
水		28 遠足、底体クラス(七)	30 事務局(丹)、冬休み～3日(秦)	27 心理勉強会(七)、第3回園域相談NW会議(相)	31	31
木		29 防災訓練、移送、弁当の日(丹)	31 入浴AB(丹)	28 防災訓練、事務局、移送(丹)		
金		30 衛生委員会		29 衛生委員会		
土		31		30		
日				31		
月						